

隠岐の島町立小中学校 規模適正化基本計画

「統廃合しない魅力ある学校づくり」



平成28年8月31日

隠岐の島町教育委員会

- 目次 -

はじめに

第1章 町立小中学校の適正規模・適正配置の考え方

第1節 計画の概要

1. 計画の目的
2. 計画の経緯
3. 計画の役割と位置付け
4. 計画の期間

第2節 現状と課題

1. 教育行政の基本的方向性
2. 求められる学校像
3. 隠岐の島町における小中学校の現状と課題

第3節 適正規模の考え方

1. 法制面からの考え方
2. 隠岐の島町における小中学校の適正規模

第4節 規模適正化の基本方針

1. 基本方針
2. 前回計画の検討課題について
3. 検討課題の対応
4. 次回計画における留意点

第2章 統廃合しない魅力ある学校づくり

第1節 魅力ある学校づくり（基本施策）

1. ふるさと教育・キャリア教育推進で「隠岐びと」を育成
2. 少人数となる事が見込まれる地域の小中一貫教育の推進
3. 小規模校の良さを生かした教育の展開
4. ICT教育でグローバルな人材育成
5. 熱意と指導力ある教員の養成
6. 特別支援教育の充実
7. 教育にかかる保護者の費用負担軽減

はじめに・・・

今日、情報化社会やグローバル化の進展、産業構造・雇用形態の変化、価値観の多様化、一方では人口減少・少子高齢化が進む社会の急激な変化の時代において、学校教育には、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成することを通じて、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことが求められています。そのためには、社会の変化を見極めつつ、明確な方針のもと、子どもたちの実情に応じた学校教育を着実に推進することが必要不可欠です。

その中で学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になります。そうした教育を十分に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することがひとつには重要と考えられます

同時に小・中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を併せ持つことが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も一方では持っています。

このため、一定の学校規模の確保の必要性を認識しながらも、学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を欠かすことは出来ない状況にあります。

このことから、隠岐の島町の将来を担う子どもたちのより良い教育環境を確保するとともに、まちづくりの視点からも今後の町内の小中学校をどのように考えるのかを明らかにする必要があると思われまます。

そこで隠岐の島町教育委員会では、保護者アンケートを参酌した上で教育関係者と慎重に審議を重ね、ここに隠岐の島町立小中学校規模適正化基本計画を策定いたしました。

第1章 町立小中学校の適正規模・適正配置の考え方

第1節 計画の概要

1. 計画の目的

学校においては「知・徳・体」のバランスのとれた子どもを育成し、家庭においては基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付けさせる必要があります。また地域においては子どもたちの見守りや子育て支援、ふるさと教育などの取組みが求められています。このように学校・家庭・地域が互いに連携を図りながら、地域を担い、地域を支える人材を育成しなければなりません。

本計画は、町の教育大綱に掲げる基本目標、基本方針に基づいて、次の6つの基本施策を、より効率的に、より効果的に推進し、町の小中学校の将来像を描いていきます。

○基本目標

島を愛する隠岐びとを育てる

○基本方針

隠岐びとを育む学校・家庭・地域の連携

○基本施策

①確かな学力を育む教育の推進

子どもたち一人ひとりが、次の世代を担う人材として成長することができるよう学校・家庭・地域が連携して学力向上と情操教育の充実を推進します。特にすべての教育の出発点となる家庭教育について、社会全体で支援する体制づくりを進めます。

②豊かな心と健やかな心身を育む教育の推進

集団生活を通して規範意識や倫理観、人権意識を育成するとともに、体を鍛えるだけでなく食育にも取り組み、心身ともに健全な子どもを育てます。

③ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進

豊かな自然の中での体験や地域の教育資源、ジオパーク学習等のふるさと教育を拡充して、学校・家庭・地域が一体となりふるさとに愛着と誇りを育むふるさと教育を推進します。

④すべての子どもたちの成長と学びを支える教育の推進

幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支

援を推進します。

⑤教育環境の整備の推進

校舎や施設、教材教具を計画的に整備し、子どもたちの安全・安心な学校生活づくりを推進します。

⑥県立学校との連携推進

県立学校まで連携した隠岐びとの育成を進めるとともに、高校の魅力増進と活力ある学校づくりを支援し、地域の将来を担う人材の育成を推進します。

2. 計画の経緯

(1) 隠岐の島町の小中学校規模適正化の経緯

学校基本調査によると隠岐の島町の児童生徒数は、教育委員会が共同設置（隠岐島後教育委員会）された昭和43年には3,994人であったものが、昭和53年には2,492人と僅か10年の間に約40パーセントもの大幅な減少をしました。その後昭和63年までの10年間は2,500人程度を維持してきましたが、その後減少を続け、前回の規模適正化計画を策定した平成15年は1,536人に、その計画が実施された平成22年は1,122人にまで減少を続けました。その後微減が続き、平成28年5月には1,025人となっています。

このことに対して教育委員会では学校規模の適正化を重視し、昭和44年に第一次5ケ年計画を策定、昭和52年には第二次、昭和57年には第三次計画と小中学校の統廃合を推進してきました。

しかしながら昭和58年以降、学校教育方針の変化や、教育関係者はもとより、一般住民の中でも小規模校の良さが再認識されはじめ、加えて学校統合に関する地域住民の合意が得られなかったこともあり、計画の抜本的見直しが必要となりました。このため、平成5年には「西郷町立小学校改築基本計画」が取りまとめられ、小規模校であっても安易な統廃合は実施しない旨、基本方針についての変更がなされました。

そういった状況にありながらも児童生徒数の減少に歯止めがかからず、平成15年には「島後小中学校規模適正化基本計画」を策定し、平成22年には現在の小学校7校・中学校4校となりました。

(2) 隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会の設立

隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会は、前回計画の計画期間を過ぎ、また少子化による児童生徒数が減少している現状から、教育効果の図れる隠岐の島町立小中学校規模の適正化について検討することを目的に、教育委員会教育長より諮問を受け、平成27年5月20日に設置されました。

検討委員会に諮問された事項は、「教育効果の図れる隠岐の島町立小中学校規模

の適正化」でありましたが、具体的には、

- ① 適正規模として1学年あたりの学級数、1学級あたりの児童生徒数について
- ② 適正配置として学区の見直しや学校の統廃合について

上記2点の望ましいあり方を検討することが求められました。

子どもたちにとって、どのような学校教育のあり方が最も相応しいのかという視点ばかりではなく、地域も学校とともに長い歴史を刻んでおり、教育は地域社会を支える次世代の人づくりでもあり、隠岐の島町の将来を思う「隠岐びと」を育てる場でもある、という視点も踏まえ検討することとしました。

検討委員会はこのことを基本認識とし、平成27年5月から平成28年3月までの間、計9回に及ぶ議論と2地区の地域懇談会を開催し、検討を重ねました。その結果が平成28年3月3日に「答申書」として教育長に提出されました。

(3) 「答申書」の内容

検討委員会からは、小中学校規模の適正化について、総合的議論と意見集約を行った結果、検討委員会の総意として、小中学校の適正規模と適正配置の二つの視点で答申がなされました。

① 適正規模について

隠岐の島町立小中学校において、教育効果の図りやすい規模としての1学年あたりの学級数は、小学校・中学校とも1学年1学級以上が望ましい。1学級あたりの児童生徒数は、小中学校ともに10人前後在籍していることが望ましいが、隠岐の島町の地域性や地理的条件を鑑みて、少人数校の存続もやむを得ない。

② 適正配置について

上記適正規模を実現するために、小中学校ともに学区の見直しは行わず、現在の学校数を存続することが望ましい。今後、適正規模を下回る小中学校が数校発生することが予想されるので、地域性・地理的条件等を考慮し、次回の計画で検討することが望ましい。

(4) 今後の学校規模適正化の取り組みについて

教育委員会では、この「答申書」の内容を重く受け止め、少人数でも魅力的な教育環境のもとで学習できるよう、隠岐の島町立小中学校規模適正化基本計画「統廃合しない魅力ある学校づくり」を策定しました。

また策定にあたっては、町子どもたちを教育するという立場を最優先に考え、全ての子どもたちが充実した学校生活を送れることを第一に考えました。

3. 計画の役割と位置付け

(1) 計画の役割

本計画は、少子化による児童生徒数が減少してきている現状ではありますが、小規模校の良さを活かし、将来の隠岐の島町における小さいながらも充実した学校教育を実現するための具体的方針を示すものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、「隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会」の答申結果を尊重し、隠岐の島町の将来における小さいながらも充実した学校教育を実現するための具体的な方向性を示すものです。平成27年度に総合教育会議において、隠岐の島町総合振興計画「隠岐びとのこころをもって」の基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本方針を示した教育大綱を策定しました。それらを具現化するためのひとつの基本計画としてこの計画を位置付けます。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度からの10年間（2016年度から2025年度）とし、目標年度を平成37年度（2025年度）とします。ただし、社会情勢等の変化も踏まえて5年後を目途に本計画は、必要に応じて見直していくこととします。

第2節 現状と課題

1. 教育行政の基本的方向性

国においては、教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、改めて教育の基本を確立し、その振興をはかるため、平成18年12月に、教育基本法を改正しました。これにより、生涯学習の理念、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力などについて新たに規定されたほか、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考に、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとされました。

また、教育制度の見直しも順次すすめられています。学校教育分野においては、学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立、質の高い優れた教員の確保、責任ある教育行政の実現などに向けた法改正が行われました。さらに、学校における教育内容の基本を定める学習指導要領が改訂され、「生きる力」の理念を継承しつつ、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、授業時間数の確保などがはかられたところです。一方で、社会教育分野においては、社会教育施設の運営の改善などに向けた法改正が行われました。

さらに、平成20年7月には、教育振興基本計画が策定されました。この計画は、教育に対する社会全体の連携の強化、一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現、国・地方それぞれの役割の明確化という考え方のもと、今後10年間で、「義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」ことを目指すものです。このため、「社会全体で教育の向上に取り組む」、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」、「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」、「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する」という4つの方向から、取組みをすすめることとしました。

しかしながら、我が国を取り巻く状況は、少子化・高齢化の進展に伴う社会全体の活力低下、グローバル化の進展に伴う我が国の国際的な存在感の低下、雇用環境の変容に伴う非正規雇用の増加等危機的状況にあります。またこれらに関連して、地域社会・家族の変容に伴う個人個人の孤立化・規範意識の低下、格差の再生産・固定化に伴う一人ひとりの意欲減退・社会の不安定化、地球規模の課題への対応等東日本大震災により一層の顕在化・加速化が進んでいる状況です。

一方で、多様な文化・芸術や優れた感性、科学技術「ものづくり」の基盤技術、勤勉性・協調性・思いやりの心、基礎的な知識技能の平均レベルの高さ、人の絆等我が国における様々な強みもあります。

こうした背景の下、平成25年6月には第2期教育振興基本計画を策定し、国は新たに4つの基本的方向性を示しました。第1に「社会を生き抜く力の養成」です。多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力を確実に育てようとするものです。第2に「未来への飛躍を実現する人材の養成」です。変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材を養成しようとするものです。第3に「学びのセーフティネットの構築」です。教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境を確保しようとするものです。第4に「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」です。社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備をしようとするものです。我が国の危機的な状況を回避するための社会の方向性として「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を掲げ、この実現に向けた教育の方向性として、打ち出しています。

2. 求められる学校像

変化の激しいこれからの社会において、一人ひとりの子どもたちがそれぞれの可能性を伸ばし、一生を幸福に、かつ有意義に送ることができるようにするためには、一人ひとりが自らの頭で考え、行動していくことのできる自立した個人として、心豊かに、たくましく生き抜いていく基礎を培うことが重要となります。そのような力を教育を通じて育成する必要性が一段と高まってきています。

社会の大きな変動に伴い、保護者や住民の間に、学校に対して、必要な学力や体力、道徳性等を確実に育成する質の高い教育を求める声が高まっています。これからの学校は、子どもたちの知・徳・体にわたるバランスの取れた成長を目指し、高い資質能力を備えた教員が指導に当たり、保護者や地域住民との適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開する場となる必要があります。また、これからの学校には、保護者や地域住民の意向を十分に反映する信頼される学校となるため、教育を提供する側からの発想だけでなく、教育を受ける側の子どもや保護者の声に応える教育の場となることが求められています。

3. 隠岐の島町における小中学校の現状と課題

(1) 学校数の推移

教育委員会では、管内の児童生徒数の減少から学校規模の適正化を重視してきたところであり、昭和44年に第1次学校統合5ヶ年計画を策定してから逐次更新し、その実現に努めてきたところです。

その結果管内の学校数は、隠岐島後教育委員会が設立された昭和43年に小学校23校、中学校9校の計32校でしたが、昭和63年までに小学校13校、中学校6校の19校まで減少しました。その後20年間この状態が続きましたが、平成15年に島後小中学校規模適正化基本計画を策定し、平成22年には、現在の小学校7校、中学校4校の計11校となっています。

* 学校統廃合経過

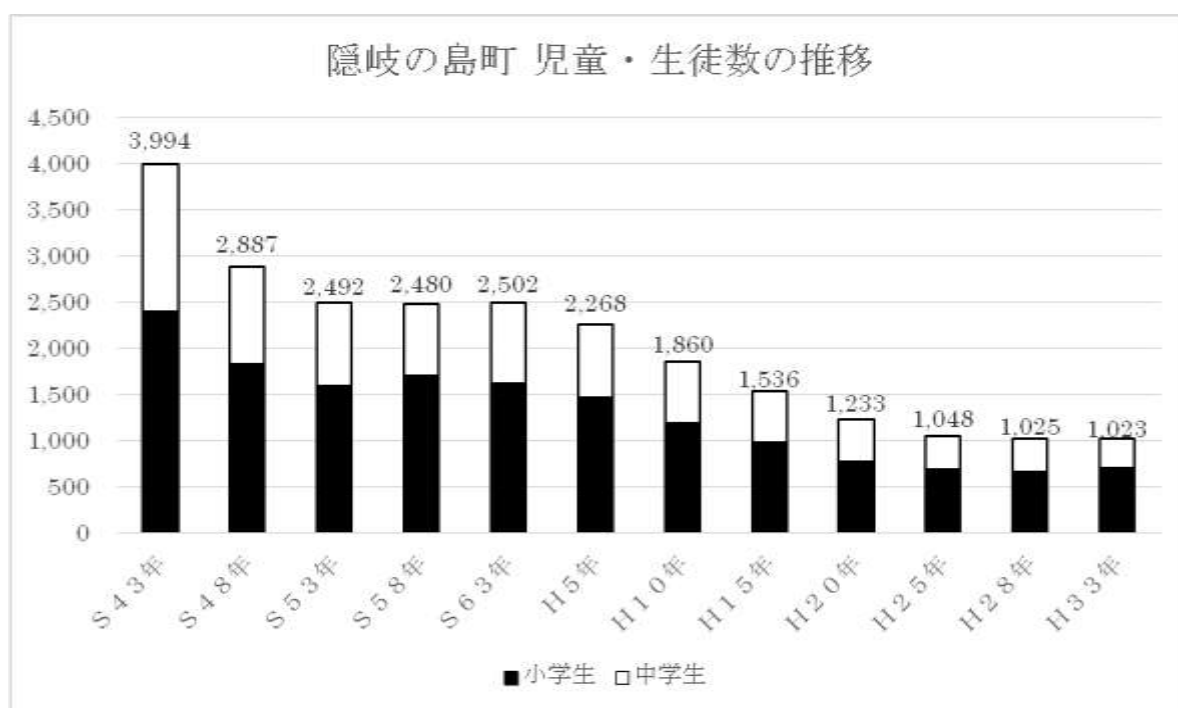
実施年度	統廃合	学校名	内 容
S 4 4	廃止	布施小飯美分校	布施小学校へ通学
S 4 5	廃止	東郷中学校	西郷中学校へ通学
S 4 5	廃止	中条小上西分校	中条小学校へ通学
S 4 5	廃止	都万小歌木分校	都万小学校へ通学
S 4 6	廃止	五箇小福浦分校	五箇小学校へ通学
S 4 8	廃止	中村小伊後分校	中村小学校へ通学
S 4 9	廃止	港南小学校	西郷小学校へ通学
S 5 4	廃止	那久小油井分校	那久小学校へ通学
S 5 4	廃止	津戸小学校	都万小学校へ通学
S 5 4	廃止	蛸木小学校	都万小学校へ通学
S 5 7	廃止	那久中学校	都万中学校へ通学
S 6 1	廃止	久見小学校	五箇小学校へ通学
S 6 2	廃止	磯・中条中学校	新設西郷南中学校へ統合
H 1 9	廃止	下西・今津・加茂小学校	新設磯小学校へ統合
H 2 2	廃止	飯田・大久小学校	西郷小学校へ通学
H 2 2	廃止	中村・布施小学校	新設北小学校へ統合
H 2 2	廃止	那久小学校	都万小学校へ通学
H 2 2	廃止	中村・布施中学校	西郷南中学校へ通学

(2) 児童・生徒数の推移

隠岐の島町の児童生徒は、合併前の旧4町村時代に教育委員会が共同設置された昭和43年に3,994人でしたが、昭和53年には2,492人と10年の間で4割の大幅な減少をしました。

その後の10年間は2,500人程度で増減はありませんでしたが、その後減少を続け、前回の規模適正化計画を策定した平成15年は1,536人に、その計画が実施された平成22年は1,122人にまで減少を続けました。その後微減が続き、平成28年は1,025人となっています。

現時点での住民基本台帳人口では、0歳児から5歳児まで平均116名のため、平成33年でも児童生徒数は1,023人と今と変わらない人数で推移します。しかし、総数では変わりませんが、町部は少しずつ増え、郡部は少しずつ減る傾向が表れて来ており、複式学級になる学校も予想されています。



(3) 施設整備の現状と課題

隠岐の島町管内においては、平成28年度現在小学校7校、中学校4校、延面積136,266㎡(内校舎27,771㎡ 内体育館9,663㎡ 内グランド98,832㎡)を管理しています。このうち校舎及び体育館は平成25年度に全学校の耐震調査及び耐震強化を終えています。しかし校舎の老朽化は著しく、現在建築後30年以上経過した校舎が11校中5校、20年以上経過した校舎は10校にも及びます。

昨今、国における小中学校の施設の在り方については、子供を取り巻く時代の変化並びに生活環境の変化から、教育施設の整備に求められる質そのものが変化

し、空調施設・生活環境（トイレ、太陽光発電）等の改善が推進されているところです。隠岐の島町管内の小中学校については、これらの整備が立ち遅れている状況です。

このような中であっても教育委員会では、管内の小中学校の教育環境の向上を図るため必要な措置を講じていかなければなりません。

しかし、町村合併後も財政状況は好転せず、新規事業の中止、規模の縮小、整備期間の延長等を余儀なくされています。これは教育施設整備についても例外ではなく、年々その影響を受け、近年建築された施設と老朽施設との格差が益々広がり、教育環境の不均衡を招いている状況となっています。

これらのことから、今後限られた予算の中で施設整備の充実を図っていくためには、現状の問題点を研究整理し、長期的な視野に立って、より効果的な計画のもと施設整備を展開していく必要があります。

学校名	校舎 建築年 月日	経過 年数	面積	体育館 建築年 月日	経過 年数	面積	運動場 面積	大規模 改修	空調 改修
西郷小学校	H1.7	27	4,884	H2.3	26	1,280	10,942		H24
中条小学校	S51.3	40	1,498	S51.11	39	550	5,787	H25	
有木小学校	S58.3	33	1,700	S58.1	33	605	8,400		H23
磯小学校	H18.7	10	2,390	H19.3	9	704	5,178		
北小学校	H4.6	24	2,181	H5.2	23	1,066	5,107		H26
五箇小学校	S32.12	59	2,039	S46.12	44	568	4,676	H22	
都万小学校	S57.3	34	1,926	S57.11	33	728	5,095	H17	
小学校 計			16,618			5,501	45,185		
西郷中学校	S46.3	45	3,745	S47.9	43	1,232	29,277	H24	
西郷南中学校	S62.3	29	2,889	S62.3	29	861	12,250		H23
五箇中学校	H4.4	24	2,259	H4.4	24	1,007	5,320		
都万中学校	H5.8	22	2,260	H6.3	22	1,062	6,800		H25
中学校 計			11,153			4,162	53,647		
合 計			27,771			9,663	98,832		

第3節 適正規模の考え方

1. 法制面からの考え方

(1) 1校の学級数

学校教育法施行規則第17条によると「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」と定められており、ただし書きによって「地域の実態その他により特別の事情がある場合はこの限りでない」とされています。また、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第4条では、12～18学級を適正規模としたうえで、学校を統合する場合の範囲として、12～24学級が適正であることを示しています。

(2) 1学級の児童生徒数

小学校設置基準第4条によると「1学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない」と定められています。

また島根県では、少人数学級編制制度を導入しており、小学校1・2年生では30人、小学校3年生から中学校3年生までは35人と多様な児童生徒に対するきめ細かな教育指導を充実するための学級編制を実施しています。

2. 隠岐の島町における小中学校の適正規模

前述のとおり、法制面において適正規模の標準的な考えは示されていますが、地域の実情に応じてその運用を図ることができるとされています。

そこで、隠岐の島町立小中学校においては、以下の理由により教育効果の図りやすい規模としての1学年あたりの学級数は、小学校・中学校とも1学年1学級以上であり、1学級あたりの児童生徒数は、小中学校ともに少なくとも10人程度以上と位置付けます。ただし、隠岐の島町の地域性や地理的条件を鑑みて、少人数校の存続もやむを得ないとします。

○学習面において、児童生徒の個々に応じた指導が可能であり、また、多様な価値観に触れる機会が見込まれる人数である。

○複数の人間関係を構築することにより、コミュニケーション力や表現力などの社会性を育むうえで必要な人数である。

第4節 規模適正化の基本方針

1. 基本方針

教育委員会では、規模適正化の基本方針として、今後10年間は統廃合を行わず、小学校7校、中学校4校の魅力ある学校づくりを進めていきます。

2. 前回計画（平成15年4月策定）の検討課題について

前回の計画で検討され、今後時代の推移を見極めながら次期計画において慎重に議論すべき検討課題として示されたのは、以下の4点です。（前回計画の原文どおり記載）

（1）中条小学校と有木小学校との統合

他校との通学区域の範囲、地域性等を考慮した場合、中条小学校と有木小学校との統合が議論されたところですが、今回の計画では規模適正化の基本方針として1学級の児童数を20人程度と位置付けたため、両校の統合による児童数を考慮した場合、時期尚早として見送ることとしました。

しかしながら、今後の両校の児童数推移状況に注視し、1学級20人前後となることが予想された時点で再検討することが必要であると考えます。

（2）西郷南中学校との小中一貫教育が可能となる統合小学校

結果的に今回の計画において、西郷南中学校校区を除く管内すべての学校について小中同一校区となりました。小中一貫教育の優位性等から西郷南中学校に進学する5校の小学校の統合についても当然議論がなされました。

しかしながら、児童数・通学手段・地元調整に要する期間等を考慮し、時期尚早とし本計画を見送ることとしました。

（3）中村小中学校・布施小中学校の他校への統合

両小中学校の将来児童生徒数予測を考慮したとき、平成19年度から1学級平均10人以下となることから、他校への統合も議論されました。

しかしながら、遠距離通学による学習への影響・地元調整に要する期間等を考慮し、本計画においては時期尚早と判断し見送ることとしました。今後の道路改良の進捗状況に注視しながら次期計画において検討が必要であると考えます。

（4）西郷小学校の通学区域の見直し

西郷小学校と他小学校との児童数格差を緩和し、磯地区統合小学校の1学年20人規模化を推進するために、現在、西郷小学校校区の岬地区を磯地区統合小学校へ通学区域を見直すことが議論されました。

しかしながら、現在、磯地区統合小学校の建設が決定されていない状況下において通学区域の見直しを検討することは、同統合小学校の建設に及ぼす影響が大きいと予想されることから、今後の動向を見極め検討を加えていく必要があると考えます。

3. 検討課題の対応

前回計画の検討課題としての4点は、以下のとおり対応します。

(1) 中条小学校と有木小学校との統合

今回の計画は、1学級あたりの児童生徒数を10人程度と位置付けたため、中条小学校、有木小学校とも統合の要件には当てはまらなくなりました。そこで、この二つの学校の統合に固執することなく、他校と同じようにこの計画期間中、状況を見守りたいと考えます。

(2) 西郷南中学校との小中一貫教育が可能となる統合小学校

西郷南中学校だけが、4小学校の校区となっています。他の中学校のように小中同一校区とするために4つの小学校を統合することは、非常に無理が多く、現実的ではありません。この4つの小学校も、他校と同じようにこの計画期間中、状況を見守りたいと考えます。

(3) 中村小中学校・布施小中学校の他校への統合

中村小学校と布施小学校は、前回の計画で統合し、北小学校として新たに出発しました。しかしながら、更に他校との統合となると、距離的にも低学年の負担は相当なものになります。また、今回の計画で1学級あたりの児童数は、10人程度と位置付け、隠岐の島町の地域性や地理的条件を鑑みて、少人数校の存続もやむを得ないとしています。そこで、この北小学校も他校と同じようにこの計画期間中、状況を見守りたいと考えます。

中村中学校と布施中学校は、前回の計画にはありませんでしたが、保護者より「小さい学校同士の統合ではすぐまた統合の話が持ち上がるので、大きい学校と統合させて欲しい」との声があり、既に西郷南中学校との統合が終わっています。

(4) 西郷小学校の通学区域の見直し

磯三地区の統合小学校「磯小学校」が平成19年度に開校し、現在を迎えています。今回の計画でも校区の見直しを行うこととしておらず、状況を見守ることとしていることから、校区の見直しについては白紙に戻し、この計画期間中、状況を見守りたいと考えます。

4. 次回計画における留意点

(1) 保護者、町民の願いを考慮

学校保護者を対象にしたアンケート調査から、町民の学校教育に対する様々な思い、願い、期待を伺い知ることができました。この調査で得られた自由記述の意見・感想は、今回の答申内容に関わる貴重な資料であり、アンケート調査全体の結果とあわせて今後の施策推進において十分考慮し、参考にする必要があります。

(2) 学校や地域の歴史的背景

統合する場合には、その学校の児童生徒数だけで結論づけるものではなく、対象校の歴史・地域のつながりを踏まえ、分離・新設の歴史的過程を慎重に検討し、将来の方向性を示していく必要があります。

(3) 通学の安全や通学距離

統合により通学路が変更となる場合は、危険を伴う箇所の有無を現地調査し、安全確保のため施設の改善等も含め、最善の努力を講じる必要があります。

また、通学時における疲労度、放課後学習等において児童生徒間で不平等が生じないように、遠距離児童生徒に対するスクールバスの運行等、その通学手段について柔軟に対応していくことが重要です。

(4) 小学校と中学校との連携

統合する学校が小学校である場合、進学する中学校の生徒・保護者にも統合について十分理解を得る等、中学校との連携を深め、統合に対して側面からの支援を図っていく必要があります。

また、小中一貫教育では、これまでの学校の役割を継承しつつ、且つ、学力低下への懸念に対応するためにも従来の小学校6年間、中学校3年間の区切りのあった義務教育を9年間というまとまった期間で捉え直し、今まで以上に効果のある教育活動を展開する必要があります。

(5) 児童生徒への精神的配慮

統合するにあたっては、対象校の児童生徒が安心して学習できる環境づくりが重要であると考えます。

そのためには、統合までの準備期間に、交流学习を積極的に実施していく等、児童生徒に対する精神面での配慮について具体的方策を検討する必要があります。

(6) 現場の声を考慮

保護者、地域住民への調査に加え、学校教育の現場の声を小中学校長から聴取したことも、学校現場の現状を知り、適正配置を判断する上で参考となりました。今後の施策推進や、次回計画策定時点でも採り入れる必要があります。

(7) 中間地点での再点検

住民基本台帳人口では、6年先の平成33年度でも児童生徒数は1,023人と今と変わらない人数で推移します。しかし、あくまで台帳上の数値であり、10年先は尚更不透明です。そこで、実数が分かる5年後を目途に必要であれば、規模適正化基本計画の見直しを実情に合わせ検討する必要があります。

(8) 変化に機敏な対応

当面は小中学校ともに現在の学校数を存続することが望ましいが、学校によっては小規模化が避けられない状況です。保護者の意見や変化する社会情勢を注視し、今後も機敏な検討をする必要があります。



第2章 統廃合しない魅力ある学校づくり

第1節 魅力ある学校づくり

今後10年間は統廃合をしないという町の基本方針に沿って、学校を各地域に残し、有効な「ふるさと教育」を展開し、地域を担う「人づくり」を図る事と、心身ともにバランスのとれた発達を促す教育環境を整備する事の両立が可能となるような「統廃合しない魅力ある学校づくり」を進めます。

以下に、隠岐の島町の将来に向けて必要な基本施策を示します。

■基本施策1

【ふるさと教育・キャリア教育推進で「隠岐びと」を育成】

児童生徒が、ふるさと隠岐への愛着と誇りを育み、将来の地域の文化の担い手となる「隠岐びと」に育ってもらうためには、具体的な隠岐の良さを多く学び、また、学習した事を発信する中で、ふるさとである隠岐、隠岐の島町、自分の住む地域を誇りに思えるような、学校・家庭・地域が一体となつての「ふるさと教育」の推進が中心となります。また、同時に、隠岐で情熱を持って活躍する「隠岐びと」に多く出会って感化を受けたり、地域での職場体験を通したりして、児童生徒が自身の将来に向かい夢を抱くような「キャリア教育」を推進することも肝要です。

【事業計画】

- ① ジオ学習・ふるさと学習の系統立てたカリキュラム（「隠岐楽プログラム」（仮称））を作成し、全ての学校で実施する。
- ② 各学校の特色を生かした「ふるさと学習」を推進し、各中学校区ごとの一貫した指導計画を作成・実施する。
- ③ 各地域の「ひと・もの・こと」との出会いの機会を広げるために、「学校支援地域本部事業」の地域支援コーディネーターの育成や各公民館との連携など学校支援体制の強化を図る。
- ④ 現在行っている中学生対象の「子ども議会」の活動を通じた町の現状や将来の課題についての学習を継続し、ふるさと隠岐の島町をよりよくして行くために中学生の意見を尊重し、町行政に反映させていく活動を通して、子どもたちを育成する。
- ⑤ 「隠岐で働く隠岐びと」に、小中学校の発達段階で多く出会わせ、そのふるさとを想う情熱と意気込みを肌で感じるキャリア教育を展開し、自分自身の特性を知る活動とともに将来に夢を抱かせる取り組みを強化する。
- ⑥ 「職場体験」の受け入れができる事業所等の拡充と5日間の体験期間の

確保を進める。

■基本施策 2

【少人数となる事が見込まれる地域の小中一貫教育の推進】

魅力ある学校づくりのためにも、各地域に学校を残す手段としても非常に有効な教育方法が「小中一貫教育」です。「小中一貫教育」では、「九年間で子どもを育てる」という、「入口」となる小学1年生から中学校3年生の「出口」を意識した大きな視野を持った教育で、カリキュラムの一元化が図られます。それによって、いわゆる「中1ギャップ」を引き起こす要因ともなっている、小中学校の別の敷地や校舎という物理的な壁、六・三・三制・免許制等の制度的な壁、学級担任制と教科担任制という授業形態の壁、制服も変わり、急に大人としてみられる等の心理的な壁等、小中学校移行段階にある様々な「壁」を取り払い、発達段階に沿ったスムーズな指導が可能となります。小中学校の移行もスムーズになる「小中一貫教育」は、隠岐の島町のこれからの時代の教育にとって大きな可能性と魅力を持っています。

「小中一貫教育」では、廃校となった布施小中学校の優れた「小中一貫教育」の実践に見られるように、小中の教員が相互に授業の交換を行う事が可能（兼務発令による）で、特に中学校の教員が専門性を生かし、早い段階から小学生の授業を担当する事は、教科担任制へのスムーズな移行や、連続して一貫した教育が行われるという事からも「中1ギャップ」の直接的な解消につながります。また、場合によっては、中学校教員は小規模校では教職員定数が少なく、家庭科、美術、技術などの教科は免許外申請をして他教科の教員が担当しますが、小学校教諭でそれらの免許保有者が配置されるとその解消につながる場合もあります。

今後の児童生徒数の推移にもよりますが、最も実現可能な校区は、都万中校区、五箇中校区です。小中一貫教育をスムーズに進めるための条件としては、まずはハード面として「小中併設」の校舎が必要となります（※1）。その他には職員室の一元化も必要です（小中教職員の意識が揃えられる。別々ではうまくいかない。）。教職員の配置としては、先進事例にあるように、校長は一人にする事で、学校の一本化が図られます（教頭は小中それぞれに必要）。その代替として教員が一名増になる事もメリットとなります。

【事業計画】

(1) 今後の児童生徒数の推移に大きく影響されますが、都万中学校区、五箇中学校区においては、地域の学校として魅力ある学校づくりを進めるために小中一貫教育を位置付けます。

① 都万小中学校について

現在も保小中が隣接しており、保小中連携した教育が行われ、カリキュラムの統一化も進められています。そのため、最も小中一貫教育に移行

しやすい校区となっています。小中併設校建設にあたっては、体育館や多目的ホールなどの設備・条件の揃っている都万中学校をベースにして、中学校校庭の場所に小学校校舎を移転改築する事がより効果的と考えます。体育館は中学校の体育館を、運動場は、小学校校庭、道路を含めた土地を造成して新たに建設します。現在の小学校校庭を使用する場合でも、校舎から見える位置までは下げるようにします。

② 五箇小中学校について

都万中校区と同様の理由で小中併設校舎の建設が望まれますが、位置的に保育所と中学校は隣接しており、小学校だけが離れた場所にある現在の状況からすれば、土地もある中学校をベースに小学校の校舎を移転改築する事がより効果的であります。

- (2) 「小中一貫教育」の推進については、「隠岐の島町『小中一貫教育』検討委員会（仮称）」等を組織し、事前に布施小中学校の実践、知夫小中学校の実践、松江市「八束学園」の実践など多くの先行事例を視察等で検証・吟味してそれぞれの地区にあった校舎建設、学校体制（教職員組織、教育課程）等検討・整備を行います。

(※1) 「小中併設型校舎」建設の際に考慮すべき点

建設の際の条件整備については、先進的な事例から学ぶなど今後の検討が必要ですが、特に以下の点は考慮すべきと考えます。

- ・共用できる特別教室等は建設費用削減の為にも必要最小限の整備で良いと思われませんが、小中学校の学習内容の違い（教材、教具の違い）、小中学生の体格の違いは、充分考慮しておく必要があります。
- ・昨今の教育事情を鑑みて、体育館以外に冷暖房の整った小中学生が集える部屋（多目的ルーム、ランチルームなど）、様々な相談等が行える小規模な部屋を複数整備する事が必要です。
- ・バリアフリーは勿論の事、磯小学校、北小学校のように車いすの児童の移動等にも対応できる簡易エレベーターの設置等は今や必須です。
- ・先に設計ありきではなく、学校の教員の意見、保護者、児童の意見、地域住民の意見を反映できる建設委員会のような組織で十分に練った上で長期的なビジョンを持った設計が必要です。実際に使用する児童生徒や教職員、保護者、地域など関係者が魅力を感じる持続可能な校舎建設を進めるため、十分な準備期間を設定します。

■基本施策3

【小規模校の良さを生かした教育の展開】

小規模校には、少人数指導などのきめ細かな指導、「わたり」(※2)の授業で伸長される主体性、地域と身近でいつでも出かけ体験学習のできるフットワーク

の軽さ、児童生徒の学年を越えた縦のつながりの強さなど、小規模校ならではの良さがあります。その良さを生かした、他校との交流学习などの教育活動を推進します。一方で、現在の制度下では、複式学級と単式学級を隔年で繰り返す小学校が今後増えていく事が予想されます。その様な小学校では教科を全て「わたり」にしなければならず、教員や学校の負担は一気に増大する（※3）というようなデメリットや、少人数ゆえに多様な考えに触れにくく、人間関係の固定化などのデメリットもあります。その解消に向けた人的な配置や教育活動の保障など、デメリット克服のための条件整備を行います。

【事業計画】

- ① 児童数により、複式学級と単式学級を繰り返す小学校には、学校、教員の負担軽減のため、単独で学習指導のできる町費負担教員を配置します。
- ② 毎年複式教育を進めている北小学校は、「複式教育モデル校」として教育委員会で研究指定をし、隠岐の島町内の小学校教員に授業を公開し、「わたり指導」のノウハウを町内教員に伝える役割を果たしてもらいます。
- ③ 北小学校に代表される小規模校のうち7学級以下の小学校では、島根県の「へき地6学級7学級加配」の適用も児童数の減少により打ち切られ、担任以外の専科教員の配置が無い学校があります。そうした学校では、なかなか自習体制が組めず教職員の出張さえままならない実態があり、教職員の資質向上の面でもデメリットがあります。（※4）これらの学校にも、町費負担の教員配置を進めていきます。
- ④ 多様な考えや人に触れさせ、コミュニケーション能力を高めるために、異年齢集団の交流活動や、他校との交流学习（互いに行き来する活動や、スカイプ等を利用したネット会議などの活動）、島外学校との交流活動（他地域に出かけての交流活動）、地域での交流活動（福祉施設等）を推進します。

（※2）「わたり」の授業とは、複数学年児童が在籍する複式学級の場合、それぞれ学習内容が異なるため、1つの教室内で学年別の学習内容を学習し、一人の指導者がそれぞれの学習の指導を行ったり来たりしながら行う事を言います。指導者は、2つの異なる学習内容の授業計画を組まねばならず、準備には多くの時間と労力と、更に多くの経験と高い指導能力が必要となります。

（※3）中学校は島根県の方針により、複式学級は国の編成基準以下でもできないが、小学校では複式学級の編成基準は、隣接する学年の合計が16名以下の場合です。島根県は、第2学年と第3学年、第4学年と第5学

年の複式学級を認めていません。そのため、年によって隣接する学年との合計数が16人以下になる場合、複式学級と単式学級を繰り返すこととなります。複式教育では、「学習リーダー」というような、児童が学習の主体者になり、能動的に学習を進める能力を育てやすいという長所があります。これまでも複式教育で行われてきた算数や、現在福井小学校が進めている国語科の「わたり授業」は、可能かもしれませんが、しかし、理科や、社会科といった実験や見学、地域へ出かけての学習などが伴う教科では、「わたり授業」は非常に困難です。また、指導教員の力量にも大きく左右され、指導者には大きな負担がかかるため、28年度中条小学校が進めているように、校内で管理職を含めた指導体制を組み、複式学級を学年ごとに分けての指導を行う必要も出てきます。もし、複式学級が複数できる場合には、指導体制さえ組めない状況も起ります。複式学級が編成される学校は、児童数、学級数も少なく担任以外の専科教員の加配も無い場合が殆どで、余裕もなく、学校全体が疲弊し、学校運営がスムーズに進まなくなる事が危惧されます。

- (※4) 担任教員の本土への出張・研修がある際には、一泊以上の泊を伴い、仮に一泊としても前日午後と翌日午前を含め2日間の学級自習計画を立て、その教材準備や帰校後の事後処理に追われるという状況になっています。

■基本施策4

【ICT教育でグローバルな人材育成】

新しい情報化の時代に対応するべくパソコン、タブレット、スマートボードなど情報通信機器を活用した「ICT教育(※5)」を推進し、隠岐の離島という地理的ハンディを乗り越えて、隠岐にいながら世界を相手にすることができるような「グローバル(※6)な人づくり」をめざします。今日のインターネットや、パソコン、スマートフォンなどといった情報通信技術の発達は急速な勢いで広がり、日常生活に今やなくてはならないものとなっています。そして業種を問わずICTを利用する能力は就労の上でも必須になっています。一方でコンピューターウイルスやハッキング、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等による誹謗中傷、犯罪利用など情報モラル教育の必要性も高まっています。子どもたちが自他の安全を守りながら、生涯にわたって安全にICTを利用・活用する能力を身につけていく事は大変重要であり、ICT教育(情報通信技術(ICT)の利用・活用方法を教育の一環として取り入れた教育)の充実が今日の教育には欠かせません。

【事業計画】

- ① 町の小規模の小学校・中学校をモデル校として指定し、その調査研究

を行います。その調査の結果をもとに、町内のICT教育の環境整備とカリキュラムの整備などを推進します。ICT機器としては、スマートボード、タブレット、パソコン等様々なハードがあり、また、デジタル教科書、教育ソフト、各校間をつなぐネット会議のできる環境や、町とは切り離れたネットワーク構築やそのセキュリティ体制等のソフト面も含め、機器の有効性や情報モラル教育のモデルカリキュラムづくり、調べ学習など活用のあり方などを検討する必要があります。

- ② 情報活用能力の育成のために、児童生徒、教職員を含めたICT研修会や情報モラル研修会を開催し、そのスキルを高めます。
- ③ パソコン、タブレット、スマートボード等のハード機器や、デジタル教科書や教育ソフト、セキュリティ対応といったソフト面は日々変化しており、そのスピードも速くなっています。コストの面からも予算がかさむという問題点があり、変化に対応するためには、計画性と柔軟性が重要になってきます。年次を追った計画と、変化の状況に対応し、計画に柔軟性を持たせます。

(※5) 学校教育の場に情報通信技術 (ICT) を活用すること。具体的には、電子黒板やノートパソコン、タブレット型端末などを用いた教育を指すことが多い。広義のICT教育には、デジタルカメラやプロジェクターなどを用いた教育を含めることもあります。(新語時事用語辞典より)

(※6) 「グローカル」とは、グローバル (global) とローカル (local) からの造語。国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さまざまな問題を捉えていこうとする考え方。

■基本施策5

【熱意と指導力ある教員の養成】

学校の魅力を高める上で、直接子どもたちに指導を行う教員の魅力・資質の向上は絶対条件であります。教員の魅力・資質の中心は「授業力」、「生徒指導力」であります。魅力があり、信頼できる教員のもとでは、児童生徒の能力は大きく伸ばされていきます。子どもたちを「隠岐びと」に育てられる熱意のある教員を多く養成していく事は、町の最も重要な施策のひとつとして捉えます。

これまでに、平成21年度より「学力向上対策事業」を起ち上げ、様々な面からの取り組みを継続して行い、8年目の現在では中学生の学力は県平均を上回り、小学生は県平均並になるなど成果を挙げてきています。その取り組みの柱の一つが「教員の資質向上策」であります。その中でも毎年全国レベルの指導講師を招へいしての「教科指導力向上セミナー」は、なかなか中央に出かけ、研修をする事に困難のある隠岐の教員にとって旅費を使って本土に出かけることなく、多くの教員で同時に研修できその良さが共有できる点でも画期的な、そして費用対効

果の非常に高い事業となっています。

ともすると、隠岐の教員は「離島」であるがゆえに、他地域の教員に比べ、島を離れての研修は、宿泊を伴うなど、時間も多くかかり、研修する機会も少なくなりがちです。学校数の減少に伴う教員数の減少により、町内で、或いは校内で教育技術を高め合う機会さえも徐々に失われつつあります。それらのハンディを強みに変え、「隠岐びと」を育てる使命と情熱を持って「ふるさと教育」を進め、児童生徒の教育に携わり、その持つ力を充分引き出し、伸長する事のできる指導力ある教員を養成していく教員養成策を推進します。

【事業計画】

- ① 「学力向上対策事業」の「教科指導力向上セミナー」は、引き続き継続、拡充し、隠岐の島町の教員の資質向上の重要施策として実施します。
- ② 先に述べたように、複式教育における「わたり」の授業は、異動を常とする教員であれば誰もが身につけなければならない指導技術です。そこで、複式学級の状態が継続している北小学校などを「複式教育モデル校」として教育委員会が研究指定し、町内の教員の研修の機会を計画的に設定し、資質の向上を図ります。
- ③ 町の派遣指導主事の業務の一つとして、町の教員の資質向上の課題を捉えながら、そのニーズに合わせた教育委員会主催の研修会を毎年開催します。
- ④ 同様に、若手教員の資質向上のため、各学校の経験の浅い教員や指導力に課題のある教員の授業指導に定期的に入り、管理職とともに指導助言する体制を強化します。

■基本施策 6

【特別支援教育の充実】

魅力ある学校づくりのためには、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の展開が必要です。小中学校の特別支援教育の現状は、児童生徒それぞれの困り感に寄り添い、各学校で個に応じた指導が密に行われています。その理由の一つは、各学校の管理職、特別支援教育コーディネーターを中心に校内組織が整えられてきている事があります。もう一つは、隠岐教育事務所、教育委員会事務局、隠岐養護学校の教育相談体制や、発達検査を行い、個々の児童生徒の特性や困り感をより把握し、個別の支援を行う体制が着実に向上してきた事にあります。さらに、通常の学級に在籍する児童の困り感に対しても、県からは「にこにこサポートティーチャー」、町からは「特別な支援のための支援員」などの支援の体制も整いつつあります。

しかし、特別な支援の必要な児童生徒の数は近年著しく増加しており、支援の手が追いついておらず、各学校とも校内の体制を組み、チームティーチングや個

別の支援をやりくりして子どもたちの困り感に寄り添っているのが現状です。それでも十分な支援ができない状態もあり、教員の多忙感も更に増しています。それらの課題への対応を進めます。

【事業計画】

- ① 教育委員会内に、特別支援教育コーディネーターを配置し、各校の特別支援教育の相談体制を巡回しながら支援したり、多様化する児童生徒の実態や保護者の相談に対応するべく教育相談体制を強化します。
- ② 教育支援センター「スマイル」と特別支援教育の連携を図り、更に相談・支援機能の強化を進めます。
- ③ 島根県の「にこにこサポート」事業では、町内のニーズの多さに対しわずか2名の配置にとどまっていますが、町独自でそれに準ずる支援員（教員免許保有または経験者）の仕組みを新たに構築し、更に多くの学校に支援ができる体制を整えます。
- ④ 支援の手立てを探ったり、必要な支援を判断したりするのに有効な「WISC-IV」等の発達検査は資格が必要で、その取得が非常に難しくなっています。現在その有資格者が限られており、大きな負担にもなっているため、費用面も含めた助成制度を設け、資格取得者を増やす体制を整えます。
- ⑤ 各校の特別支援教育の体制を整えるため、管理職と特別支援教育コーディネーターを対象にした研修会の開催を継続するとともに、著名な講師を迎えての研修会を実施するなど、強化を図ります。

■ 基本施策 7

【教育にかかる保護者の費用負担軽減】

保護者の所得の格差による児童生徒の就学への影響は、公教育ではできるだけ避けねばなりません。その為の就学支援の制度もありますが、小規模校では、例えば修学旅行においては、児童生徒一人当たりの経費が割高になり、保護者の負担が多くなる傾向があります。小規模校への保護者負担を軽減する措置を進めます。

【事業計画】

- ① 修学旅行は、その学校の規模により、少人数による行程であったり、多学年による旅行団編成であったりと経費が割高になり、保護者の負担が多くなる傾向があります。新たな補助制度を検討し、保護者の負担の差をなくします。
- ② 道徳、体育、社会などの副読本やピアニカ（本体の方、マウスは個人で）など、学校保管で対応できる教材・教具の一括購入を年次で進め、

保護者の負担軽減を図ります。

